

改正

平成26年6月1日要綱第30号

坂出市建設工事指名競争入札等参加資格審査における評価点数算定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂出市建設工事指名競争入札における参加者資格基準等に関する規則（平成19年坂出市規則第25号）第3条第3項に規定する評価点数の算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象者および対象工種)

第2条 この要綱の対象者は、市内業者（市内に本社または本店を有する業者をいう。）または準市内業者（市内に支店または営業所等を有する業者をいう。）として、対象工種は、すべての工種を対象とする。

(評価点数)

第3条 評価点数は、次の表より得られた点数の合計とする。

項目	適用	付与点数（点）
I S O 14001の取得	取得あり	5
	取得なし	0
I S O 9001の取得	取得あり	5
	取得なし	0
建設業労働災害防止協会の加入	加入している	5
	加入していない	0
「子どもSOS」プレート設置	設置している	5
	設置していない	0
坂出市主催の人権集会への参加	3回以上	5
	1回以上3回未満	2
	参加していない	0
障がい者雇用	雇用している	5
	雇用していない	0

子育て支援	香川県子育て支援行動計画策定 企業認証マークまたは“子育て・介護支援”応援企業認証マークを取得している	5
	上記マークを取得していない	0
エコアクション21の認証取得	取得あり	5
	取得なし	0
坂出市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成25年坂出市要綱第78号）に基づく消防団協力事業所の認定取得	取得あり	5
	取得なし	0

備考

- 1 ISO14001およびISO9001の取得の有無は、格付けをする前年の12月1日現在で判断する。
- 2 障がい者雇用とは、格付けをする前年の10月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に基づく障がい者雇用義務を達成し、厚生労働大臣への報告をしていること、または同法に基づく報告義務はないが身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を雇用していることをいう。
- 3 ISO14001とエコアクション21の認証の両方を取得している場合は、重複して点数を付与しないものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成26年6月1日要綱第30号）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。